

『信州大学教育学部研究論集』投稿に関する申合せ

1. 『信州大学教育学部研究論集』（以下「本誌」という。）に投稿しようとする者は、原稿作成要領に従って作成した完成原稿を編集委員会に提出するものとする。本誌はオンラインジャーナルとして3月発行とし、2月開催の編集委員会までに受理された原稿を当該年度の本誌に掲載する。
2. 本誌に投稿できる者は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 信州大学学術研究院教育学系又は教育学部（以下、「本学系等」という。）に所属する専任教員、特任教員及び客員教員
 - (2) 退職時に本学系等に所属していた名誉教授
 - (3) 信州大学大学院教育学研究科及び総合人文科学研究科心理学分野（長野地区）（以下「本研究科等」という。）修了生並びに本研究科等に所属する大学院生
 - (4) その他編集委員会が認めた者
3. 本誌に投稿する者は、下の原稿の種別のうち一つを原稿に明記することとする。
 - (1) 学術論文
 - (2) 研究報告／実践研究／総説等
4. 原稿の提出期限は次のように定め、これらの期日以降の投稿については、原則として次年度投稿分として取り扱うこととする。
 - (1) 学術論文・・・9月末日
 - (2) 研究報告／実践研究／総説等・・・11月末日
5. 原稿の作成は、別に定める「原稿作成要領」に従うものとし、下に示すものを教育学部図書館主査に電子メールで提出するものとする。
 - (1) 提出届（所定の様式）
 - (2) 原稿（Word 及び PDF ファイル形式。PDF 形式のファイルを提出できない場合には、紙媒体で提出する、又は図書係に相談すること。）
6. 原稿における他人の著作物の引用に際しては、正当な範囲内（執筆者の執筆部分が主、引用部分が従であること）において、引用部分を明瞭に区別し、出所を明示すること。また、原稿に掲載又は原稿からリンクされる写真・静止画・動画等の利用における肖像権や個人情報等の取り扱いについて、責任著者は十分に留意し、必要となる許諾を得、必要に応じて許諾を得たことを注釈として記載すること。
7. 提出されたすべての原稿は、編集委員会が校閲を行い、「学術論文」については査読を行う。査読・校閲の手順・方法は別に定める。
8. 査読・校閲後の原稿修正期間は4週間とする。また、再査読・再校閲による修正原稿の提出は原則として2月末日を最終締め切りとし、これ以降に提出された原稿は次号掲載とする。
9. 編集委員会から修正を求められてから、4週間以内に修正原稿の提出が行われない場合、編集委員会が投稿の見なし取り下げを判断する。
10. 原稿の掲載に際し、編集委員会は責任著者に原稿の修正を求めることがある。

附 則

この申合せは、平成22年7月7日から施行する。

附 則

この申合せは、平成23年2月2日から実施する。

附 則

この申合せは、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成26年1月9日から実施する。

附 則

この申合せは、平成28年3月5日から実施する。

附 則

この申合せは、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和2年6月25日から実施し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、令和4年7月7日から実施し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、令和5年6月8日から実施する。

附 則

この申合せは、令和6年7月12日から実施する。